

平成十七年

第一回笠松町議会臨時会開会

平成十七年第一回笠松町議会臨時会が二月四日（金）開催され、次の案件が原案のとおり可決されました。
なお、条例案件十一件のうち九件は行財政改革に伴う事業見直しによるものです。

笠松町水道事業給水条例について

事業見直しなどに伴う規定整備で、水道料金などは現行どおりとしながら、徴収事務および手数料の見直しを行い、

条例全般の条文整理を実施。手数料については、給水装置工事事業者指定手数料を新設（一件二万円）し、設計審査および工事検査手数料を改定（一件三千元）するなど。

百歳おめでとつ

大野えなゑさんへ長寿者褒賞

二月四日に満百歳を迎えられた大野えなゑさん（田代）を、広江町長が訪ね、「おめでとつり、長寿をお祝いしました。」

東海四県体育指導委員功労者表彰

松原 亘 弘さん

平成十六年度東海四県体育指導委員研究大会が二月四日、三重県営サンアリーナで行われ、その席上で、松原亘弘さん（無動寺）が東海四県体育指導委員功労者表彰を受賞されました。松原さんは、平成二年に町体

笠松町コミュニティ消防センター設置条例について

施行は平成十七年四月一日
公共施設の使用見直しに伴う規定整備で、コミュニティ消防センターの公共施設としての位置付けを明確にし、他の公共施設と同様な使用料を設定するとともに、使用許可使用制限、その他の事項を規定

笠松町証紙条例を廃止する条例について

施行は平成十七年四月一日
使用料および手数料の納付手続きの見直しに伴い、収入証紙を廃止するもの。

笠松町税条例の一部を改正する条例について

施行は平成十七年四月一日
経過措置により使用可能
事業見直しに伴う規定整備で、原動機付自転車臨時運行の標識にかかる取扱いを見直

し、標識貸与手数料を設定し
標識亡失弁償金を改定

施行は平成十七年四月一日
笠松町手数料条例の一部を改正する条例について

岐阜県屋外広告物条例の一部改正に伴う規定整備
笠松町緑会館条例の一部を改正する条例について

町外使用者の使用料金の見直しで、規定額の十倍を五倍に引き下げるもの。
施行は平成十七年四月一日

笠松町福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

乳幼児、児童、生徒医療費助成制度の見直しに伴う規定整備で、対象年齢の引き下げを行い、満十歳に達した日以後最初の四月一日から満十五歳に達する日以後の三月三十一日までの者については、入院の場合のみを助成対象とするもの。
（小学校五年生から中学校卒業までの者は入院のみの医療費助成で、通院は非該当となる。）

施行は平成十七年四月一日
笠松町火葬場、霊柩車及び墓地使用料徴収条例の一部を改正する条例について

笠松町緑会館条例の一部を

改正する条例と同内容
笠松町都市公園条例の一部を改正する条例について

都市公園法の一部改正に伴う規定整備で、放置物件対策に関する条文を追加
笠松町下水道条例の一部を改正する条例について

事業見直しに伴う規定整備で、排水設備工事業者指定手数料（二万円）、設計審査および工事検査手数料（三千元）を設定するなど。
施行は平成十七年四月一日

笠松町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

水道事業給水条例の整備に関連した規定整備
平成十六年度笠松町一般会計補正予算について

国の補正予算に対応した笠松中学校北舎耐震補強、大規模改造事業費、乳幼児、児童生徒医療費制度見直しに伴う事務費、施設使用見直しに伴う松枝公民館改修費のほか、寄附に伴う社会福祉基金積立金など総額二億八百六十九万六千円の増額補正を行うもの。

